

税のお知らせ

滞納徴収強化月間

市では、12月を「滞納徴収強化月間」と定め、市税滞納者に対して夜間や休日に電話による催告や訪問徴収の実施を強化します。ご理解とご協力をお願いします。

また、口座振替を利用している人は、預金残高を確認して下さい。
問合先 納税課(☎6992・1851)~1854)

地方税の電子申告「eTAX」が利用可能

従来の市税に関する申告・届出などが、インターネットを利用してパソコンから手続きできます。利用できるの手続きは下表のとおりです。

○利用時間
8時30分~24時(土・日曜、祝日、12月29日)~1月2日(金を除く)
※初めて電子申告を利用する時は届出が必要です。
詳しくは(一社)地方税電子化協議会ホームページ(<http://www.eitax.jp/>)をご覧ください。

税目	申告	申請・届出
法人市民税	確定申告、中間申告、修正申告 など	法人設立・設置届出・異動届
事業所税	納付申告、修正申告、免税点以下申告、事業所用家屋貸付等申告	事業所等新設・廃止申告
固定資産(償却資産)	全資産申告(電算処理分)、増加資産・減少資産申告	-
個人市民税・府民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出、普通徴収から特別徴収への変更申請 など	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出

※守口市では、いずれの税目もプレ申告・電子納税サービスには対応していません。

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用して下さい。

夜間 12月18日(木)19:30まで
休日 12月21日(日)10:00~15:00
ところ 納税課(市役所1号別館2階 ☎6992-1851~1854)

※来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用して下さい。
※車で来庁する人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

給与特別徴収制度

個人住民税(個人市民税・府民税)の給与特別徴収とは、事業所(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員(給与所得者)に支払う給与から天引きして納付する制度です。地方税法および条例の規定により、原則事業所は特別徴収義務者として個人住民税の給与特別徴収を行うことになっていきます。

特別徴収することで、自ら銀行に支払う必要がありません。また、従業員の税額支払回数(年4回から12回)となり、1回当たりの負担額が緩和されるため、平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。そのため、平成

大阪府からののお知らせ

府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、府内の市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを行い、納期内に納税した人との税の公平性を確保します。
問合先 府北河内府税事務所(☎072・844・1331)



府税マスコットキャラクター「タッピー」と「みらい」

消費税課税事業者のみなさん

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。そのため、平成

納付には便利な口座振替(自動払込)のご利用を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、口座振替(自動払込)を利用して下さい。
問合先 納税課(☎6992-1851~1854)

26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書の作成は、帳簿などで課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。
問合先 門真税務署(☎906・0181)

ご存知ですか 固定資産税・都市計画税 ~家屋の滅失~

固定資産税は、毎年1月1日(これを「賦課期日」といいます。)現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。
年の途中で家屋を取り壊した場合は、すみやかに法務局で滅失登記の申請を行うようにして下さい(後日、申請された内容は市へ

スポーツ・余暇活動のための一般開放

通知されます。登記されていない(未登記家屋)場合は、取り壊した後、すみやかに課税課家屋係へ連絡して下さい。1月1日までに取り壊した場合には翌年度から、1月2日以降に取り壊した場合に翌々年度から固定資産税に反映されます。

ところ 佐太東町2丁目43番3および50番1(1千762.60㎡)
使用期間 1月1日(祝)~3月31日(火)
利用対象 市内でスポーツ・余暇活動をしている団体・グループ
利用条件など 受付時に配布およびホームページに掲載の「募集要項」を参照
要項などの配布期間 12月3日(水)~10日(水)
申請書受付期間 12月3日(水)~12日(金)
※要項などの配布および申請書受付時間は、午前9時~午後5時30分(正午~午後0時45分、土・日曜、祝日は除く)
配布・提出・問合先 財産活用課(☎6992・1386)

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特別給付金について

市では、両給付金の申請受付を10月1日まで行っていました。その後の修正申告などにより平成26年度分の市民税(均等割)が非課税となった人や災害などの事由により申請できなかった人など、やむを得ない場合については、両給付金の申請を平成27年2月27日(金)まで受け付けています。

詐欺などに注意
○市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
問合先 健康福祉部総務課 福祉・子育て給付金担当(☎6992・1570)

例月出納検査

市の例月出納検査は、平成26年10月15日~23日まで、伊藤正伸、山川勇一、津嶋恭太の各監査委員によって行われ、平成26年9月末日現在における各会計の収支総額は、左表のとおりであり、各会計とも収支については、正確であることが認められました。
問合先 監査委員事務局(☎6992・1795)

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	30,642,693,971
	支出額	26,073,856,258
	収支差引額	4,568,837,713
	(繰替)国民健康保険事業会計へ差引残額	△1,200,000,000
特別会計 公共下水道事業	収入額	2,053,787,689
	支出額	1,583,680,086
	収支差引額	470,107,603
	繰替一般会計より	△1,170,511,041
特別会計 国民健康保険事業	収入額	7,429,229,750
	支出額	8,599,740,791
	収支差引額	△1,170,511,041
	(繰替)緑・花基金より	12,496,819
	(繰替)減債基金より	1,710,629
	(繰替)地域福祉推進基金より	5,689,224
	(繰替)生涯学習援助基金より	4,984,554
	(繰替)人材育成基金より	610,265,414
	(繰替)学校教育施設整備基金より	306,847,864
	差引残額	971,483,463
特別会計 後期高齢者医療事業	収入額	718,565,116
	支出額	484,764,794
収支差引額	233,800,322	
水道事業	収入の部	1,346,192,724
	支出の部	1,198,553,778
	収支差引額	147,638,946
	資本の部	27,996,370
	収支差引額	563,111,523
	資本の部	△535,115,153